



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■自治基本条例 (コミュニティ) 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (市民参加) 第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。</p> <p>4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(コミュニティ) 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>(協働) 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>■茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例 ■茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則 ■茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (コミュニティ) 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。 (市民活動の推進)</p> <p>第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進条例 (基本理念)</p> <p>第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。 (市の役割)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。 (市の施策)</p> <p>第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 市民活動の場所の提供に関すること。 (2) 財政的支援に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。 (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。 (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。 (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p> <b>■茅ヶ崎市自治基本条例</b>            (コミュニティ)            第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。            2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。            3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。            (協働)            第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。            2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。            (市民活動の推進)            第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。         </p> <p> <b>■地域集会施設条例</b>            (集会施設の管理)            第3条 集会施設の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。         </p>



法的 実施根拠	あり
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (コミュニティ) 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>(協働) 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>(市民活動の推進) 第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (コミュニティ) 第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの自由な意思に基づき、公益の増進に取り組むコミュニティの活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、公益の増進に取り組むコミュニティから提出された市政に関する意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。(市民活動の推進)</p> <p>第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進条例 (基本理念) 第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。</p> <p>2 市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。</p> <p>(市の役割) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。</p> <p>(市の施策) 第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 市民活動の場所の提供に関すること。 (2) 財政的支援に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。 (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。 (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。 (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進基金条例 (処分) 第7条 基金は、市民活動を推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (自治の基本理念) 第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。</p> <p>(1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。 (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。 (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。 (市民参加) 第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。)のための多様な方法を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。 4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。 5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>■茅ヶ崎市市民参加条例 (市民参加の方法) 第8条 市長等が実施する市民参加の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 意見交換会、公開討論会、シンポジウム、説明会その他特定の問題に関し成果を得ることを目的として行う集会 (2) アンケート (3) ヒアリング(特定の問題に関する市民の意見、意向等を直接聴き取り、調査することをいう。) (4) パブリックコメント手続(市長等が条例又は政策の案を公表して広く市民に意見を求め、提出された意見の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する一連の手続をいう。以下同じ。) (5) 政策提案手続(第11条に定めるところにより提出された政策の案の概要及びこれに対する市長等の考え方を公表する手続をいう。) (6) 審議会等(審議会その他の附属機関又はこれに類するものをいう。以下同じ。)の委員への市民の選任 (7) その他市長等が適当と認める方法 (条例の検証) 第14条 市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証し、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の規定により検証をするときは、第8条各号(第5号及び第6号を除く。)に掲げる方法のうち、最も適切なものにより市民の意見を聴かなければならない。 3 第1項の場合において、市長等は、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を聴くものとする。 4 市長等は、第1項の規定により検証を行ったときは、検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置を公表しなければならない。</p>





<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (協働) 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進条例 (協働事業) 第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。 (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。 (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。 (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。 (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。 2 市と市民活動を行うものとの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。 3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (協働) 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。 (市民活動の推進) 第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進条例 (基本理念) 第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。 2 市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。 (市の役割) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。 (市の施策) 第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 (1) 市民活動の場所の提供に関すること。 (2) 財政的支援に関すること。 (3) 情報の収集及び提供に関すること。 (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関すること。 (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること。 (6) 人材の発掘及びその育成に関すること。 (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項</p> <p>■茅ヶ崎市附属機関設置条例 (設置) 第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。 ・茅ヶ崎市市民活動推進委員会 市民活動の推進に関する制度の改善、財政的支援に関する事項その他の重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。 15人以内</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例 (協働) 第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。 (市民活動の推進) 第27条 市は、公益の増進に取り組む市民の活動を支援するため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市は、当該市民の活動の自主性及び自立性を損なうことのないよう配慮しなければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市市民活動推進条例 (基本理念) 第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、相互の理解と信頼を基礎として、市民活動の推進に努めるものとする。 2 市民活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。 (市の役割) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。</p> <p>■茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例 (サポートセンターの管理) 第3条 サポートセンターの管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p>